

1 制度の概要

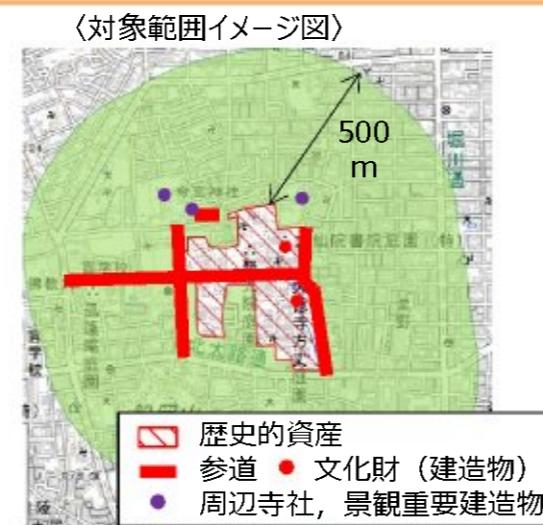
歴史的資産の敷地内やその周辺における景観への影響が大きい計画等に対して、計画の構想段階で、事前協議や専門家（景観アドバイザー）を交えた協議の場を設けるなど、事業者等と議論できる体制『デザインレビュー』を構築するとともに、景観に関する情報を積極的に発信・共有することにより、地域特性に応じたデザインに誘導していく。

対象となる事業計画

歴史的資産の敷地内
及びその周囲 500 m の範囲内における（想定）

- ① 大規模な計画
- ② 歴史的資産の敷地内での事業計画
- ③ 歴史的資産と関係性が強い場所（山門、門前・参道等）に隣接するなど、特に歴史的資産との調和が必要なもの

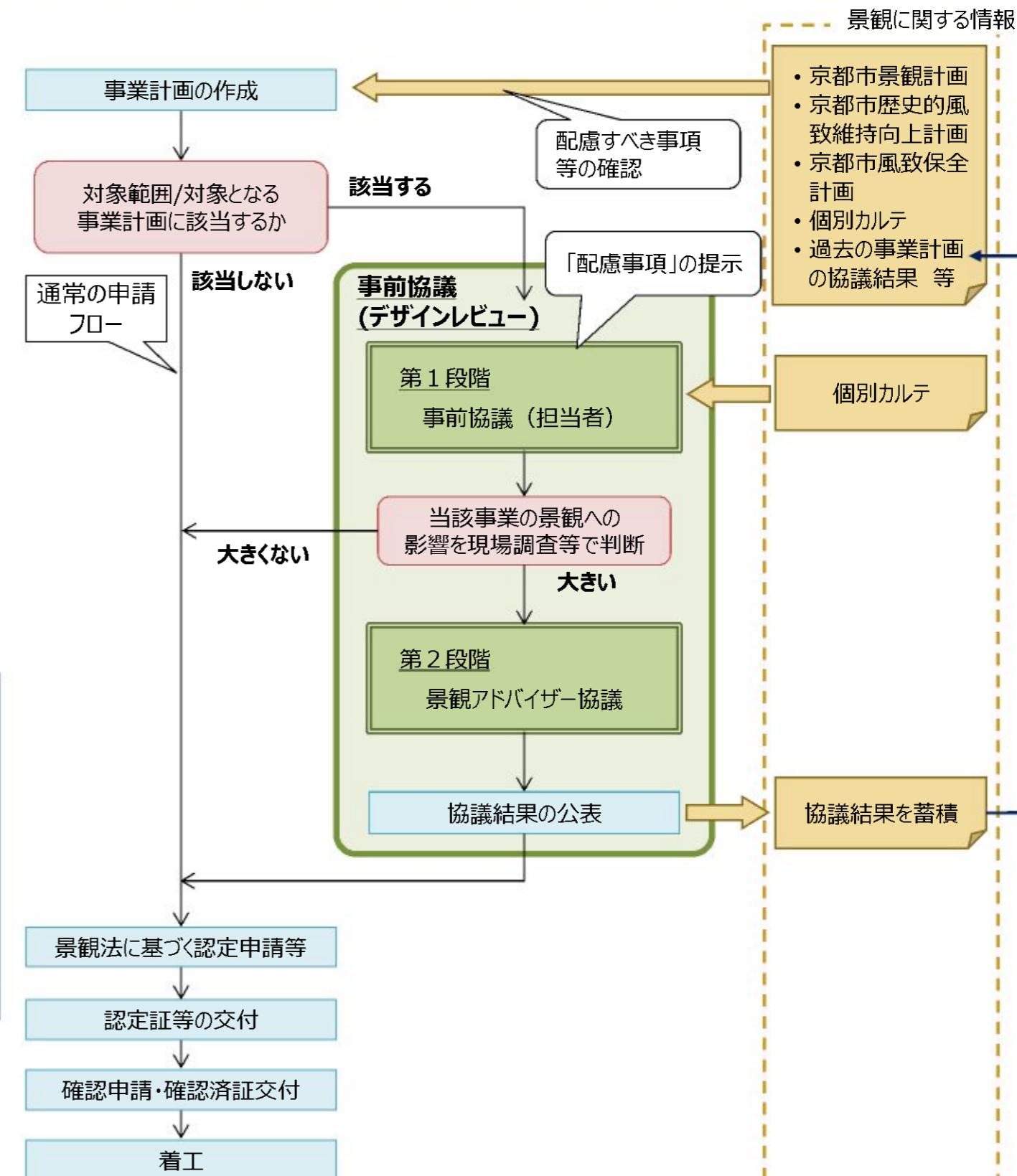
のいずれかの計画



運用の概要と期待する効果

- 上記の対象となる事業計画は、景観法に基づく認定申請等の前に「事前協議」を行う
- 「事前協議」を行う際には、地域特性に応じたデザインとして配慮した点を「配慮事項」として提示してもらう
 - <効果>
 - 事業者と歴史的資産の状況（価値、地域特性など）の情報共有を図ることができる
 - 情報共有をすることにより、地域特性に応じた良好なデザインに誘導していく
 - 計画の構想段階で情報を得ることにより、寺社等への支援策につなげる
- 全ての対象案件を専門家を交えた協議の場とするのではなく、【第1段階】として市担当者と協議を行い、特に景観への影響が大きいと判断した場合は、【第2段階】として専門家（景観アドバイザー）による協議を経ることとする。
 - <効果>
 - 事業者は、歴史的資産の特徴や計画内容に応じた、幅広いアドバイスを受けることができる。
- 【第2段階】の専門家による協議を行った場合は、協議結果を公表する
 - <効果>
 - 今後、歴史的資産の周辺で事業を計画する際には、デザインを検討するうえでの参考となるとともに、必要となる景観への配慮事項が、他の事業者に対しても意識付けられる

2 運用のフロー図（イメージ）



（参考）専門家を交えた協議等を行う既存の制度との相関

<優良デザイン促進制度（市街地景観整備条例）>

- ・建築主等の意向により任意で実施
- ・専門家によるアドバイスが得られる
- ・非公開による実施

既存制度の中間領域を補うもの

「事前協議（デザインレビュー）」

美観風致審議会の対象案件にならないものについて、専門家のアドバイスを受けるような制度を構築する

<京都市美観風致審議会への諮問（風致地区条例、市街地景観整備条例）>

- ・風致地区においては、大規模又は風致に影響を及ぼす恐れがあるものを市が諮問
- ・景観地区においては、デザイン基準の特例を適用しようとするものを市が諮問
- ・概ね公開により実施

大徳寺周辺エリアの情報発信の例

